

## サロン活動助成事業実施要綱

### 1. 目的

サロン活動を通して介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。また、住み慣れた身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民みんなが交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって気軽に集える場づくりを支援することを目的とする。

### 2. 助成対象

東近江市内で、サロン活動を実施する以下の団体とする。但し、市及び市社協から他の助成金を受けた団体は除く。

- (1)自治会、町内会
- (2)実施地域内の自主的な組織
- (3)その他、東近江市社会福祉協議会会長がこの助成事業に適していると認めるもの

### 3. 助成期間

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 4. 助成対象となる活動

次の(1)～(4)を満たす活動とする。

(1)地域内のおおむね65歳以上の高齢者や障がい者を対象とし、住民が主体となって地域の実情に合わせて実施する次のような活動

- ①地域で孤立することなく、誰でも気軽に安心して普段着のままで集まれる居場所づくり
- ②高齢者の閉じこもり防止を図り、介護予防や健康の維持向上、生きがいづくりを目指す活動
- ③地域の特色や住民の興味や関心が活かされる活動
- ④世代間交流や地域内交流を積極的に推進する活動

(2)継続が可能な活動

参加者と実施者という区別がなく、一緒に考えながらすすめる活動。

(3)1回あたりの対象者の参加が、おおむね5名以上見込まれる活動

(4)年6回以上開催する活動

### 5. 助成金額

1回の開催につき4,000円、年間50,000円を限度に助成する。

### 6. 助成金の対象経費

サロン活動に係る費用とする。但し、アルコール類は対象外とする。

また、運営スタッフの人物費についても対象外とする。

### 7. 申請方法

年度当初に「サロン活動助成事業申請書(様式第1号)」に「サロン活動年間実施計画書(様式第2号)」を添付し、東近江市社会福祉協議会へ提出するものとする。

## 8. 助成金の決定

助成金は会長が審査のうえ、助成の可否を決定し、助成決定通知により通知する。

## 9. 助成金の交付

助成金の交付は申請に基づき概算払いとし、「サロン活動助成金請求書」に必要書類を添付し、東近江市社会福祉協議会へ提出いただき、請求書の提出のあった翌月20日までに指定口座に振り込むものとする。但し、実施回数の変更や助成金の余剰がある場合は、助成金の精算(追金・返還)を行うものとする。

## 10. 報告書の提出

年間活動終了後に「サロン活動助成事業報告書(様式第3号)」「サロン活動開催実績報告書(様式第4号)」および、助成金額分の領収書又はレシート(写し)を添付し東近江市社会福祉協議会へ提出するものとする。

## 11. 助成金交付の取消

会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消しまたは返還を求めることができる。

- (1)本要綱の目的以外に使用したとき
- (2)虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- (3)助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき

## 12. その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

本助成事業については、財政状況を鑑み、毎年見直しを行うものとする。

### 附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する

この要綱は平成30年4月1日から施行する

この要綱は平成31年4月1日から施行する

### 附則

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由による活動回数に関する特例)

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、年間6回以上活動することができないと認められる場合、当該団体についても助成の対象とすることができる。
- 2 この要綱は令和2年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。